



夢ふくおかネットワーク

～生徒の企業就労という「夢」を叶える～

福岡市教育委員会は、福岡市立特別支援学校高等部に在籍している、障がいのある生徒の企業での就職という「夢」を叶えるために、教育委員会・企業・学校等が連携し就労促進を行う「夢ふくおかネットワーク」を立ち上げています。

「働く意欲の高まり(就職希望者の増加)」、「生徒の『働く力』の高まり」、「実習・雇用企業の拡がり」の3つの柱を実現できるよう様々な取組みを行っております。

《事業内容》

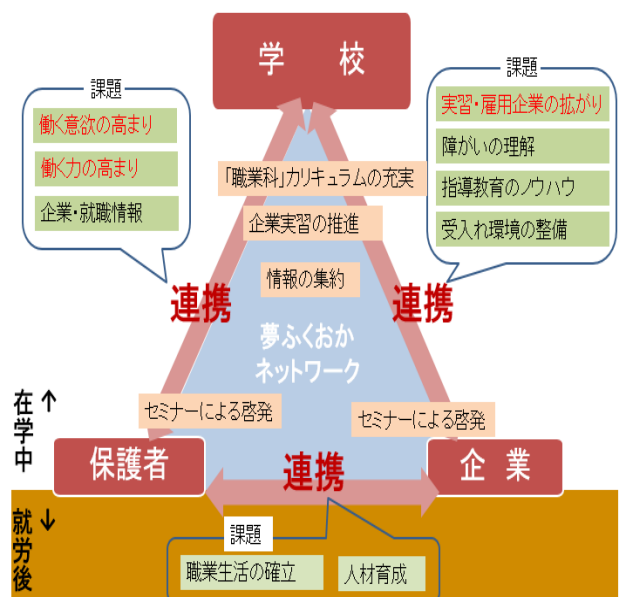
年に2回幹事会を開催し、取組について意見・助言等をいただき、円滑な運営を行っております。幹事会の構成は学識経験者、企業等代表者、労働関係機関、行政機関、医療関係、学校関係、保護者で構成しています。

- 総会(年1回)
- 会報誌「夢だより」「障がい者雇用ガイドブック vol.1」の発行
- 各種セミナー(学校見学会、雇用企業・事業所見学会、講演会など年数回実施)

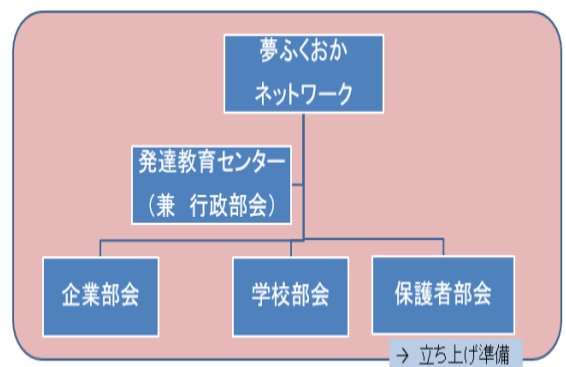
令和2年度 主な取組(案)

※ 新型コロナ拡大の影響で8件のセミナーが中止になっております。

取組	開催日	詳細
教員向けセミナー	中止	・教職員清掃基礎研修
令和2年度 総会・講演会	R2.6.2 中止	・令和2年度 総会・講演会
障がい者雇用普及促進セミナー(庁内向け)	7月 中止	・夢ふくおかネットワーク取組紹介 ・博多高等学園生徒による作業学習紹介 ・学校見学(博多高等学園)
教員向けセミナー	7月下旬～ 8月上旬 中止	・職場体験を3回 (企業2社・就労移行支援事業所1社)
教員向けセミナー	中止	・教員清掃研修(ビルメンテナンス協会と共催)
教員・保護者参加 体験型実習会	8月上旬 中止	・知的5校の就労希望者対象に博多高等学園での生徒、教員体験型実習の実施(保護者も参加)
企業・保護者向けセミナー	R2.10.30	・福岡市障がい者就労支援センター主催(後援)
(県共催) 企業向けセミナー	R2.冬季	・知的特別支援学校 技能発表会 ※詳細未定
保護者向けセミナー	R2.秋以降	・企業担当者講演、事例発表



夢ふくおかネットワーク組織図



令和元年度セミナーの様子

■教職員向け研修



■生徒・保護者・教職員向け研修



特別支援学校卒業生の進路

～企業就労を目指して～



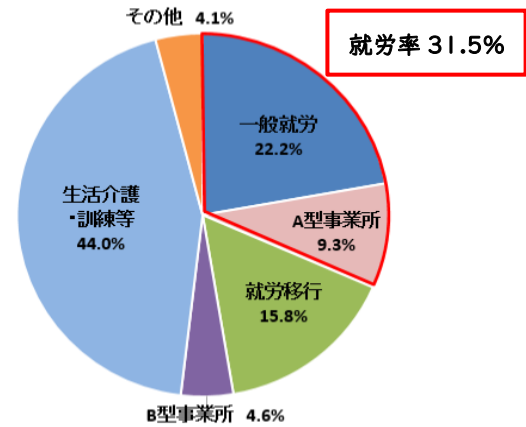
令和元年度卒業生は一般就労（企業等）45名、福祉的就労（A型事業所）12名、計57名が就労し、過去5年間で最高数となっています。これは生徒・家庭・学校・企業それぞれの取組の成果であります。

企業へ就労するためには本人の“働きたい”という強い気持ちをベースにした“働く力”の習得が必要です。「将来は企業で働きたい」という生徒の意志を受け止め、各学校でも職業科や作業、実習を中心にキャリア教育の充実を図り、保護者・企業との連携のもと就労者数増加へのさらなる取り組みを進めているところです。

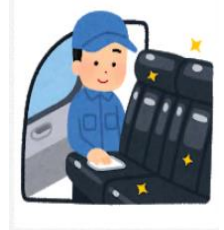
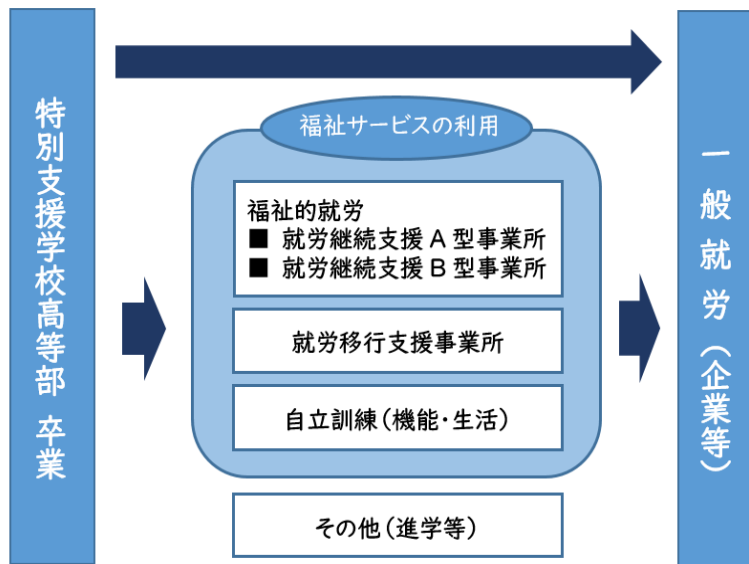
今回は卒業生が就労に至るまでの就労系福祉サービスの利用についてご説明いたします。

卒業後の進路先 割合（過去5年間平均）

平成27年～令和元年度卒業生



★ 一般就労（企業等）への流れ



就労系福祉サービス

就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

Step1 訓練

就労に必要な訓練を事業所の作業や企業実習などで行う
（ビジネスマナー、軽作業などの作業）

Step2 求職活動

障がいの特性に合った求職活動を行う
（就労面アセスメント、応募書類の添削、模擬面接、仕事の提案など）

Step3 職場定着

就労後、職場定着のための支援を行う
（定期面談や電話相談など）

利用期間は2年間です。必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能で、事業所によって様々な支援方法があるので、どのような訓練・求職活動を行い企業就労につなげているのかを見極めて利用を決める必要があります。

平成28年度卒業生は1年の延長措置をとり3年間の利用が多く、卒後3年までに9名の生徒が企業に就労しています。（仕事内容：食器洗浄、郵便物仕分け、清掃、介護周辺業務、青果の袋詰め、弁当類製造等）

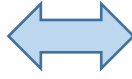
【福祉的就労】

就労系福祉サービス

就労継続支援事業所

一般企業等で就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労・生産活動の機会の提供



就労に必要な訓練

	A型事業所	B型事業所
雇用契約	あり	なし
利用期限	なし	なし
工賃(賃金)月額	福岡県最低賃金※① × 就労時間 福岡県平均 73,264 円※②	3,000 円程度以上 全国平均 14,643 円※②
福岡市内事業所数 (令和2年7月1日現在)	67 事業所	88 事業所

※① 福岡県最低賃金 841 円 (令和元年 10 月 1 日現在) ※② 平成 30 年度 厚生労働省調査より

■ 就労継続支援A型事業所

在学中に実習を行い、事業所から雇用してもよいとの判断をいただき雇用契約を結びます。従業員として働くことになるため、事業所で行う仕事をこなすだけの能力・体力が必要になります。1 日 4 時間、週 5 日の利用が多く、支援する専門のスタッフがいるため、一般企業よりは職業スキルやコミュニケーション、体力・集中力に自信がない場合でも可能な就労ですが、働く時間が企業よりも短いことが多いため、給与も少なめになっています。

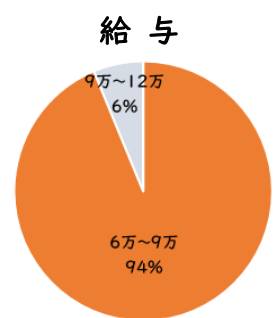
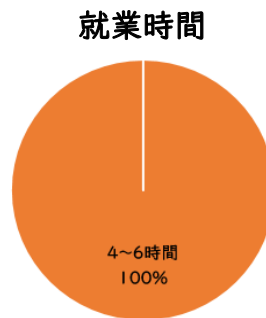
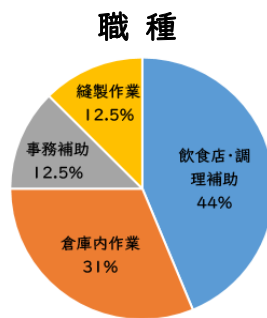
また仕事については施設内にとどまらずステップアップとして施設外就労※①などを行い、いろいろな職業の体験の場を設け、訓練・就労につなげている事業所もあります。

平成 28 年度卒業生は卒業 3 年までに、1 名が一般就労へつながっていますが、A 型事業所で働き続ける事を希望する方もいます。

※① 施設外就労 事業所の職員が同行し、企業から請け負った作業を当該企業内で行うこと。



平成30年度卒業生
就労状況(就労時)
(A型事業所)



■ 就労継続支援 B 型事業所

A 型事業所での就労より少ない日数、また短時間での勤務が可能です。

卒業後すぐに利用するためには在学中に就労移行支援事業所等で就労面アセスメントを取る必要があります。福岡市では在学中に一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、特別支援学校等から市区町村の窓口や相談支援事業所等にアセスメント結果が提供された場合、B 型事業所の利用ができます。また特別支援学校の卒業生は就労移行支援事業所を 2~3 年利用した後、B 型事業所の利用に変更になる方も多くいます。

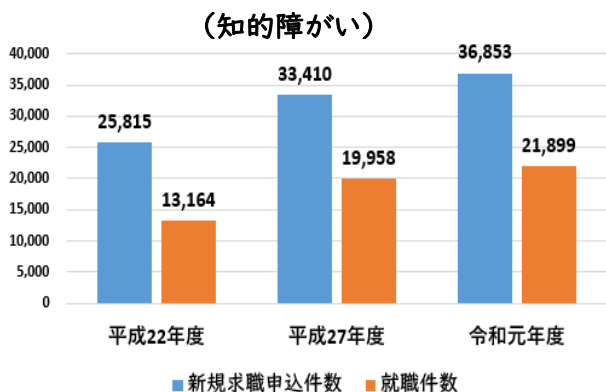
卒業後の進路については、できるだけ早い時期から児童・生徒とご家族の間でよく話し合い、福祉サービスを利用した場合も、生徒本人が「働きたい」という就労に向けた強い意志を持ち、「本人・家族・事業所」で共通の目標を掲げ、就労につなげていくことが大切です。

障がい者の雇用は増加しています ～働きたいと思う障がい者の増加を受けて～



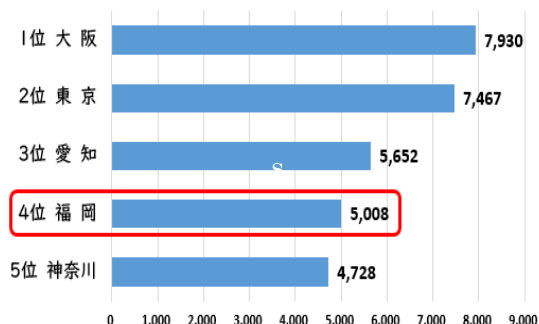
障がいのある人も障がいのない人たちと同じように生活、活動できる「共生社会」を実現するため、障がいがあっても働く意欲と能力に応じて、誰もが職業をとおりて社会参加できるよう、行政・企業・福祉で取り組みが行われています。

令和元年度 ハローワークにおける職業紹介状況※①



ハローワークを通じた「障がい者の就職件数」が11年連続で増加しました。知的障がい者の雇用も同じく増加しています。

令和元年度 障がい者 都道府県別就職件数※②



※①、②厚生労働省 令和元年度障がい者職業紹介状況より

福岡県の障がい者の就職件数は全国で4番目に多い数となっており、全国的に多い工場内作業よりサービス業を中心に増加をしています。

障がい者雇用の取り組み ～共に働く～

障がい者の働きたいという気持ちを受け、法の整備・就労支援体制の充実が行われ、企業の理解や取り組みが進み雇用が増加しています。

■「障害者の雇用促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」

・法定雇用率と納付金制度

事業主は雇用している全ての従業員に対して一定割合以上の障害者を雇用しなければならず、その率を法定雇用率といい民間企業は2.2%としています。また障がい者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るため、常用労働者100人超の企業が法定雇用率を達成していない場合は不足1人につき月額4万～5万円徴収し、達成事業主には超過1人月額2.7万円支給する納付金制度を設けています。

・障がい者差別の禁止及び合理的配慮の提供

障がい者が職場で働く為の支障を改善するため、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する「障がい者差別の禁止」及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける「合理的配慮」の提供義務（ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く）を定めています。

■就労支援機関体制の充実

障がい者の職業スキルを高める訓練や福祉サービスが充実する一方、仕事のマッチング・職場の定着等など障がい者の職業生活における自立を支援する就労支援機関体制（ハローワークなど）の充実が進められ、企業などの障がい者雇用の理解促進・雇用の増加につながっています。

福岡市教育委員会 発達教育センター

福岡市中央区地行浜2丁目1-6
 【TEL】092-845-0015 【FAX】092-845-0025
 【E-mail】yume_network@city.fukuoka.lg.jp
 【HP】http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/hattatuc/

「夢だより」についてのご感想、ご意見などをお寄せください。

